

まちづくりだより

第一整備地区

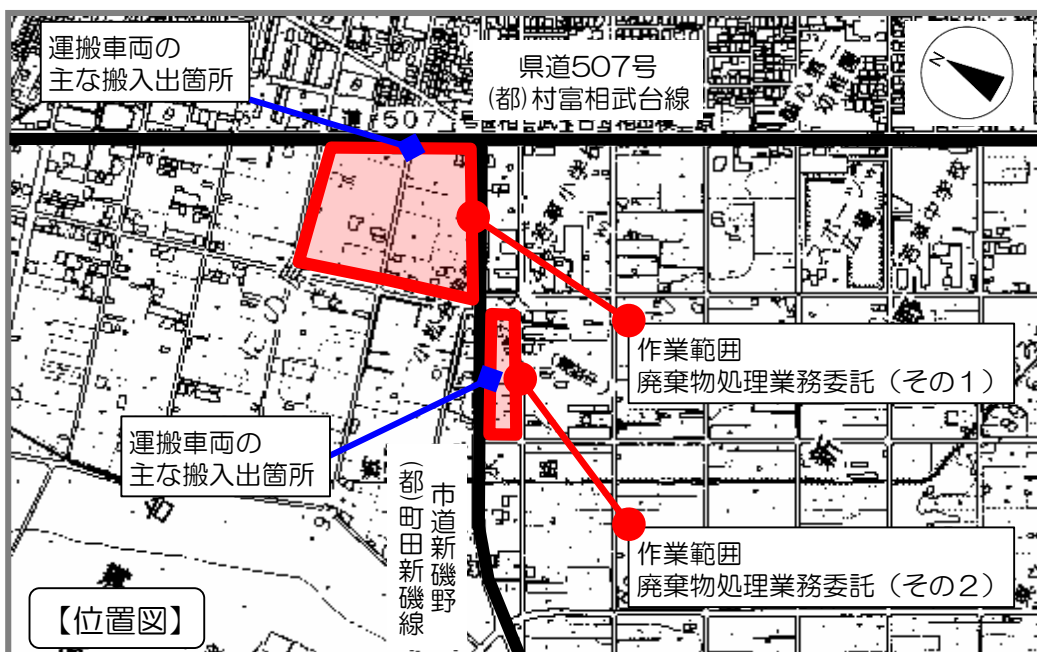
第45号

廃棄物処理業務委託の契約について

令和3年度に実施した仮置き土移設分別工事で分別した廃棄物混じり土等の処理について、次のとおり処理業務委託を契約しましたのでお知らせします。

- 【委託名】 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業 廃棄物処理業務委託（その1）
- 【作業内容】 100mm以下の廃棄物混じり土の搬出及び処理
- 【契約期間】 令和5年9月15日～令和7年1月31日
- 【契約金額】 1,593,350,000 円
- 【作業予定】 搬出作業開始：9月25日（天候等により前後する可能性有り）
※1日あたり15台程度の運搬車両の搬入出を予定しています。
- 【受注業者】 株式会社 和幸（現場責任者 石坂）電話 0438-38-3815
- 【担当】 整備班（担当 鈴木）電話 042-707-7184

- 【委託名】 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業 廃棄物処理業務委託（その2）
- 【作業内容】 100mm超の廃棄物の搬出及び処理
- 【契約期間】 令和5年9月15日～令和6年1月12日
- 【契約金額】 43,984,044 円
- 【作業予定】 搬出作業開始：10月10日（天候等により前後する可能性有り）
※1日あたり10台程度の運搬車両の搬入出を予定しています。
- 【受注業者】 大栄環境・共同土木・ジェイテックシステム・関東リソース・スズキクリーンサービス・三輝 共同企業体（現場責任者 愛澤）電話 080-8848-1316
- 【担当】 整備班（担当 飯島）電話 042-707-7184



【作業時間】

原則、午前8時30分～
午後5時00分

（準備と片付けを除く）

作業期間中、皆様には何かと御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

※その他に予定している廃棄物処理業務委託についても契約次第、お知らせいたします。

【位置図】

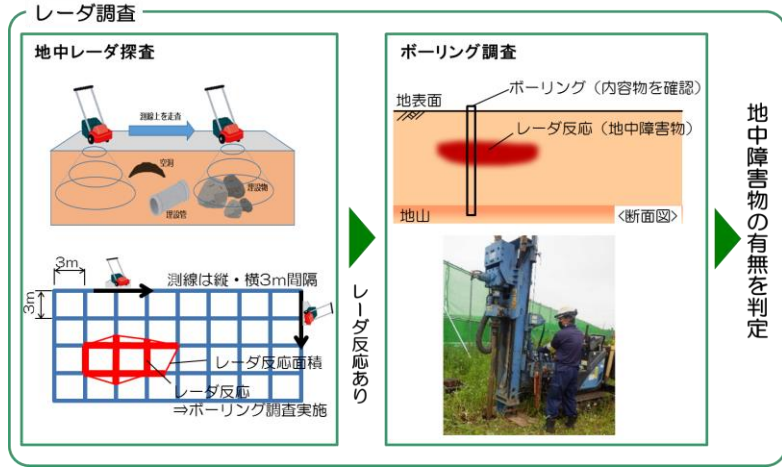
地中障害物等の取扱い方針の改正について

地中障害物等に関する調査手法や調査結果の取扱い、処理等の基本となる考え方を定めた「地中障害物等の取扱い方針」について、第24回から第26回の土地区画整理審議会での審議を経て答申をいただき、この度、改正を行いました。

主な改正内容は以下の4点です。

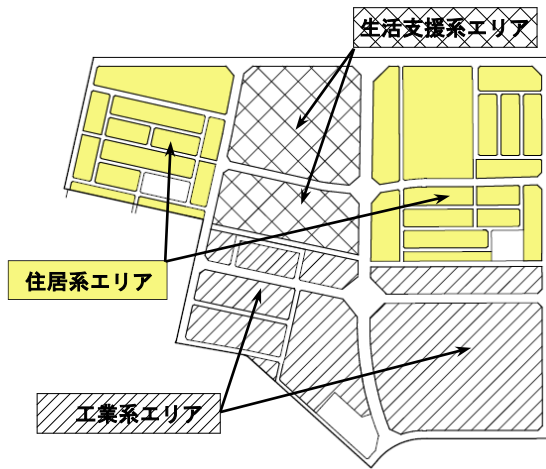
①地中障害物等の調査について、レーダ調査の手法等を記載しました。

地中障害物等の調査については、当初、掘削による調査を行ってききましたが、想定を超える地中障害物が確認され、調査費用・期間、廃棄物処理費用、施工スペース等の課題が発生しました。そこで、令和3年からは、掘削によらない調査方法として、地中レーダ探査とボーリング調査を併用した「レーダ調査」を採用したことから、その調査手法について記載しました。（右図参照）



②住居系エリアと生活支援系・工業系エリアの地中障害物の取扱いについて定めました。

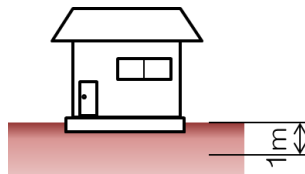
地中障害物については、全てを除去することとしていましたが、エリア毎に異なる対応とすることとしました。（下図参照）



<レーダ調査で地中障害物が確認された宅地の対応>

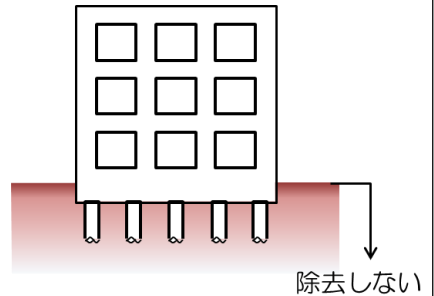
住居系エリア

地表面から1mまでは地中障害物が無い状態にする



生活支援系・工業系エリア

地中障害物の除去は行わない



除去しない

③地中障害物等の処理費用負担についての記載は削除しました。

これまで地中障害物等の処理費用負担については、宅地所有者の全額負担を原則としていましたが、事業再開に関する説明会等でご説明してきたとおり、処理費用を踏まえた一定の係数により、宅地評価を減じる方法へ見直したことから、土地評価に関する記載は、土地評価基準等に集約するとともに、処理費用負担に関する記載については、本取扱い方針から削除しました。

④包括委託業者の記載は削除しました。

民間事業者包括委託契約は解除しているため、包括委託事業者に係る記載を削除しました。

<改正した取扱い方針については、市のホームページからご覧いただけます。>

※ 市ホームページ（トップページ）> 市政情報 > 政策・条例・選挙 > 条例・規則等 > 要綱等一覧（外部リンク）のページにおいて、検索キーワードに「地中障害物等の取扱い方針」と入力して検索してください。

換地設計（案）の策定状況について

現在、地権者の皆様からの換地申出書の提出を受け、換地設計（案）の策定（区画整理施行後の土地の位置、形状、面積の案を定める作業）を進めています。

令和4年10月末より実施した土地利用意向調査にて、換地設計（案）のお示しできる時期を令和5年の秋頃とお伝えしておりましたが、一部のエリアに申出が集中したことによる調整等に時間を要しており、現段階ではお示しすることが難しい状況です。

皆様にお示しできる時期が決まりましたら、改めてまちづくりだより等でお知らせしてまいります。



土地の売買意向に係る情報提供の終了について

令和3年8月から土地の売買意向に関する情報を市ホームページにおいて掲載しておりましたが、換地設計を進めている状況を踏まえ、令和5年10月16日をもって掲載を終了いたします。

事業区域内の維持管理について

事業区域内の安全管理等のため職員によるパトロールを実施しています。令和5年（8月まで）の事業区域内の不法投棄物の回収状況については、下表のとおりです。今後とも、事業区域内の適正な管理に努めます。

令和5年 事業区域内の不法投棄物回収件数（表）

	令和5年					
	4月	5月	6月	7月	8月	小計
件数	10件	7件	10件	3件	9件	39件
内訳						
施行者管理地	2件	0件	1件	1件	2件	6件
道路	8件	7件	9件	2件	7件	33件
主な投棄物	： 布団、傘など					

不法投棄は 犯罪

ごみを違法に捨てた者は、法律で5年以下の懲役又は100万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

権利者変動等に伴う届出について

引越し等による住所の変更や、土地区画整理事業区域内の土地の売買、相続等による所有権の変更があった場合は、届出をお願いします。

個別相談などについて

皆様の負担や不安の解消に向け、個別相談などを実施しています。お困りのことやご意見等がございましたら、裏面の連絡先までご連絡ください。



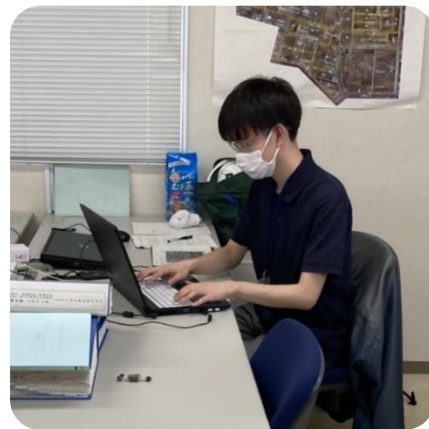
インターンシップ実習生が学びに来ました。

本市では、大学生等を対象に、本市の職場での就業体験を通じ、職業意識の育成を図るとともに、市政や公務に対する理解を深めることを目的とした、インターンシップを実施しています。

麻溝台・新磯野地区整備事務所では、本所を希望した大学生4名のインターンシップ実習生を受け入れました。

【実習内容】

インターンシップ実習生には、基本的な市役所の仕事を理解してもらうとともに、土地区画整理について学んでもらいました。また、実際に麻溝台・新磯野地区を見学してもらい、維持管理の作業や自ら考えたまちづくり案の発表などを行いました。



【インターンシップ実習生の感想】

- ・ 麻溝台・新磯野地区は、道路やフェンスに囲まれた土地など、意識していなかった所で、こんなにも工夫されていて見どころ溢れる土地なのかと感じた。今後どのように変化していくのか、継続的に見ていきたい。
- ・ A&A地区事業の成功を楽しみにしております。

🌻 ひまわりが咲きました！！



8月に若草小学校の近くの施行者管理地に種植えをしてくれたひまわりが見事に咲きました。

今後も若草小学校の児童たちが、まちづくりに興味を持ってくれるよう取組みを実施してまいります。

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所
〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

TEL : 042-769-9254 (事業計画・換地・補償に関すること)

TEL : 042-707-7184 (現場管理に関すること)

TEL : 042-769-1393 (後続(北部・南部)地区に関すること)

FAX : 042-754-8490

